

高知くらしの護身術

58

皇室の写真集

送りつけ商法が横行

(2007年6月5日掲載原稿)

皇室の写真集の電話勧誘があったが高額なので要らないと断った。ところが、数日後宅配便で商品が送られてきて中に請求書が入っていた。どう処理していいかわからない。

昨年末に、これと同じような手口で叙勲や褒章を受けた高齢者などに悪質な、送りつけ販売を行った業者が特定商取引法違反で行政処分を受けました。

この業者は、まず、全国各地の高齢者に皇室書籍の案内状を送付。電話をかけ「町で37人選ばれました。申し込んでいないのはあなただけ」などと嘘を言ってしつこく勧誘しました。また、クーリング・オフを申し出た消費者に対しては「送った商品を返送する際、諸経費として3千円同封してください」などと、違法な請求をしています。

さらにこの業者は、電話勧誘の際、正式な会社名を名乗らずにあたかも皇室に関係のある書籍業者のような偽名を用いていました。そもそも注文して無いのに一方的に商品が届けられ、代金を請求する販売方法は「送りつけ商法」(ネガティブ・オプション)と呼ばれ、14日間商品を保管した後は代金を支払う必要も商品を送り返す義務もありません。

このご相談のケースも、断っているのですから契約は成立していません。しかし、この事例のような悪質な業者は、事前に電話勧誘して契約が成立していると主張することも予想されますので、そのままにせず、クーリング・オフ通知を出すことをおすすめます。

クーリング・オフとは「無条件解約」の手続きですので、当然「諸経費」などを支払う必要もありません。

叙勲者への勧誘では他に、高額な記念メダルなどがあります。